平成２９年（フ）第８１４号
大阪府大阪市西区立売堀３丁目３－13－302、開始決定時の住所東京都大田区田園調布１丁目29－22－102
破産者　小宮　　萌
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５２号
埼玉県草加市金明町300－202
破産者　鳴海　　聡
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７９号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵１丁目９－21－401
破産者　吉田　佳子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３１号
東京都北区豊島５丁目６－10－1316
破産者　伊東　慶宣
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４２号
東京都足立区千住緑町２丁目29－５－304
破産者　池田　道夫
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４４号
東京都世田谷区尾山台２丁目27－11－Ｃ
破産者　中尾　哲也
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９号
東京都品川区西大井２丁目19－11－403
破産者　堀　　栄一
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０号
東京都品川区西大井２丁目19－11－403
破産者　堀　　明美
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８７号
東京都世田谷区経堂４丁目21－８－202
破産者　山本　忠成
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８９号
東京都中野区上高田４丁目21－11－103
破産者　小田嶋　潤
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０６２号
東京都足立区加賀１丁目13－９－102
破産者　渡邊　義裕
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１９号
広島市安佐南区山本３丁目24番14号
破産者　株式会社三和装建
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２０号
広島市南区向洋本町19番30号
破産者　株式会社三和塗装
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８６号
札幌市中央区北２条西25丁目１番６号１Ｆ
破産者　株式会社ピノ
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４２号
宮城県塩竈市東玉川町４－７、登記簿上の本店所在地宮城県多賀城市浮島２丁目38番１号
破産者　ひまわり弁当合同会社
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１０号
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
破産者　有限会社マルシゲ
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２６号
千葉県松戸市栗ケ沢776番地の１　プレミールオンダ205号
破産者　田中　克明
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８６号
千葉県柏市根戸411番地11　市営北柏Ｄ－103号
破産者　青津　　彰
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９２号
千葉県流山市大字下花輪７番地の１
破産者　水落　和弘
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９５号
千葉県流山市大字東深井498番地の36
破産者　濵野　美康
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３号
千葉県我孫子市湖北台４丁目12番１号（202号）　Ｉ．Ｍ．ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ
破産者　佐藤　　勝（旧姓石川）
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６９号
千葉県山武郡横芝光町新島2987番地３
破産者　高橋栄一郎
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係